

第15回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和5年4月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和5年4月5日 午前10時30分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬 淳		○	
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	石田恵治	○		
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 7 番 岸 正二 委員
議席 9 番 石田 恵治 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美
主 事 奥山 早紀

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に石田恵治委員が4月から新たに農業委員に任命されましたので、自己紹介をお願いいたします。

9 番

石田恵治です。いろいろお世話になります。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。

なお、石田委員の議席番号については9番をお願いいたします。また、石田委員の所属委員会等については、農政部会でご協議をお願いいたします。

続きまして、会長ほか総会出席者の自己紹介をお願いいたします。会長から、時計回りの順番でお願いいたします。

(会長ほか総会出席者の自己紹介)

事務局

はい。ありがとうございました。

事務局職員の自己紹介については報告第1号で行わせていただきます。

次に、議案書の追加がありましたのでご報告いたします。追加理由については、委員の皆様へ、議案書発送後、議案第5号、渋川市個人情報保護に関する法律等の施行に関する渋川市農業委員会規則の制定について、及び、議案第6号、渋川市農業委員会アレルギー抗体検査及び破傷風トキソイド予防接種補助金交付金要綱の全部改正についてを、追加することとなったためでございます。

追加の議案をお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

また、総会等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人員を縮小して行っておりましたが、感染者数が減少していることから、4月から通常体制で行うこととなりましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となっておりますので、渋川市農業委員会総会、会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に、議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力をお願いする次第でございます。携帯電話等はマ

ナーモードまたは電源を切っていただきたいと思います。

それでは、令和5年度第15回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆様のご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席議員は19人中18人で会議は成立しました。

なお、議席番号6番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。議事日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。

本会議の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に、議席番号7番、岸正二委員、議席番号9番、石田恵治議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、岸正二委員と石田恵治委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、渋川農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議長。事務局長。

議 長

はい。事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてをご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。

渋川市農業委員会事務局職員の人事異動が令和5年4月1日付で発令がありましたので、ご報告するものでございます。

はじめに任命であります。上から順に、私が福田順夫総務部参事兼税務課長が当会の事務局長に、池田恵美主幹が統括主幹、農業振興係長に昇任し、茂木祐香教育部学校教育課主事が当局の主事に、吉田智洋主事が新規採用され、千木良典行事務局長が退職され再任用となり、当会の主任行政専門員となりました。

次に、解任は、小野宏伸副事務局長（農業振興係長）が市民環境部

市民協働推進課長兼NPO・ボランティア支援センター所長、中嶋辰哉主任が総務部財産活用課主任として異動となりました。

今年度は3名が転出し、4名が転入となりました。1名増でございます。

2ページをお願いいたします。

表は令和5年4月1日からの渋川市農業委員会事務局の新職員体制でございます。新たな委員さんもいらっしゃいますので、事務局全員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

事務局 以上で、報告第1号の説明を終わりにさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等はございましたらということですが、質疑等は受け付けませんので。

続きますして、議事日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議長。事務局長。

議長 はい。事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。以降、着座にて説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可決定について次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。本件につきましては農地法第5条関係の許可番号5-158の記載の1件について群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和5年3月16日に意見聴取をいたしましたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。

つきまして、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わりにいたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして議事日程第5、報告第3号、農地法18条の第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議長。事務局長。

議 長 はい。事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。
報告書の5ページをお願いいたします。
農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので報告いたします。
届出は、5ページから7ページの記載の6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡し時期は、記載のとおりであります。
以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議長。事務局長。

議 長 はい事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。
報告書の9ページをお願いいたします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
届出は9ページから12ページの記載の8件で、表頭の左から、番号、

受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、すべての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

はい、事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、小野上地区を斉藤美保委員、子持、赤城、北橘地区を石田玉枝委員より報告をお願いします。

最初に斉藤委員お願いできますか。

13 番

はい、13番、斉藤。着座にて説明させていただきます。

令和5年3月21日に実施しました、第2班、渋川、小野上地区現地調査報告をいたします。

参加者は、岸委員と私、斉藤、事務局は小野副事務局長、中嶋主任の計4名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が8件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は宅地、西は畑と道路、南は畑、北は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号4の2番の現地は、東と西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われれます。

4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は宅地と道路、西は道路、南は宅地、北は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

次に、5条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は許可申請地、西は畑、南は雑種地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西は許可申請地、南は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

6ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地、西は畑、南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東は道路、西は田、南は宅地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

7ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と南は田、西は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は宅地、西と北は道路、南は水路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第2班、渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議長

はい。ありがとうございます。

続いて、石田玉枝委員よろしくお願ひします。

18番

2班、石田。着座にて説明させていただきます。

令和5年3月28日火曜日に実施しました、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、都丸委員、鳥山委員と私、石田です。事務局は、吉田係長、奥山主事の計5名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、4条による申請が1件、5条による申請が10件、合計11件であります。

では議案書に沿ってご報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに4条申請であります。

4ページをご覧ください。

申請番号4の4番の現地は、1つ目の現地は、東と北は宅地、西と南は畑となっています。2つ目の現地は、東は畑、西と南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東と西は宅地、南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の10番の現地は、東は宅地と道路、西は畑、南は山林、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。
8ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の12番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の13番の現地は、東と南は宅地、西は山林、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の14番の現地は、東と北は山林、西は道路、南は畑と山林となっています。申請地は問題ないと思われま

す。
9ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東と北は道路、西は田、南は水路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の16番の現地は、東は田、西は道路、南は畑と道路、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の17番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する同月申請されている申請番号5の18番の申請地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の18番の現地は、東は一体利用する同月申請されている申請番号5の17番の申請地と畑、西と南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に、事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございます。

現地調査の報告は終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による

許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 はい、着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから2ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります、農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から4番の4件について審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の1番から4番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から4番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 はい、ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページから4ページ関連です。議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。

4ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。

申請番号4の4番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われま

す。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から4番の4件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号4の1番から4番の4件については、許可すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番から4番の4件については、議案の
とおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による
許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から18番の18件を上程し、審議いたします。事務局
の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申
請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページから10ページ関連です。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとお
り農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定
を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から18番につきまして、権利関係、申請地の所在、
面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等について
は、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘ
クタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘ
クタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。6ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅
が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の
不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の4番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、か
つ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることか
ら、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の5番は、一時転用申請となります。農業公共投資がなく、
周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地

に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

7ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、JRの駅から約460メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請において、提出書類に不備があり総会までの提出を依頼しておりましたが、当該申請人より提出が遅れる旨の連絡がありました。

つきましては、現段階では、許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思ひます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の17番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。10ページをお願いいたします。

申請番号5の18番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から18番の18件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の1番から18番の18件のうち、申請番号5の10番の1件については、申請書類に不備があることから保留とし、このほか、3000平方メートルを超える案件の申請番号5の15番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、それ以外の16件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の1番から18番の18件のうち、申請番号5の10番の1件については保留とし、申請番号5の15番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、それ以外の16件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第4号、農用地利用集積計画

の決定についてをご説明いたします。

議案書の11ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものです。

内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年5月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が36人、借受人が24人、筆数が56筆、面積が7万3,626平方メートルです。

この個別の内訳は、12ページから14ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

14 番

はい。14番、角田。

議 長

14番、角田委員。

14 番

初めて利用権設定で質問させていただきます。
総括表の17番、22番、23番をご覧ください。終わりの年度が令和55年で間違いないですね。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

申請人より50年ということで報告はされております。民法の中で、最長の賃貸借というのが50年を上限として見ているということなので、この50年が最長ということで認められるということになっております。

- 14 番 農業をやっていく上で50年というのは農業上いかにも不自然な数字になってくるんですけれども。ご記憶の方は何人かいらっしゃると思いますが、去年の1月農業委員さん、推進委員さん総出で確認した経過のある方、そういう面からしても、民法上よしとすれば問題ないでしょうけれども、農業上で50年というのは不自然極まりない感じがする。民法で保障されているということであれば、その方が50年ご存命するかどうかは定かでないですけれども、非常に不自然なことであるということには言わせてもらいたいと思います。以上です。
- 事務局 補足ではございますけれども、賃貸借の契約につきましては当事者の方が亡くなられた場合、相続人に引き継がれるということになりますので、今回の契約で万が一借受人の方がお亡くなりになったケースについては、相続人が引き継ぐという形になります。その引き継ぎをしないのであれば、解約の届出をしていただくというような手続きが発生することになります。
- 議 長 よろしいですか。
- 14 番 はい。ありがとうございました。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。他にありますか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、議事日程第12、議案第5号、渋川市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する渋川市農業委員会規則の制定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、議長。事務局長。
- 議 長 はい、事務局長。
- 事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号、渋川市個人情報の保

護に関する法律等の施行に関する渋川市農業委員会規則の制定について、提案理由及び議案の内容をご説明いたします。

議案書の15ページをお願いします。

はじめに、提案理由についてご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものです。

次に、議案の内容についてご説明いたします。

渋川市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する渋川市農業委員会規則を次のように制定したいので、農業委員会の議決をお願いします。

12行目、第1条は、本規則の趣旨で、この規則は、渋川市農業委員会が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものです。

18行目、第2条は、準用で、法及び条例の施行については、渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の規定の例によるものです。

下から7行目からは、附則でありまして、第1項は施行期日の規定で、この規則は令和5年4月1日から施行するものです。

第2項は、渋川市個人情報保護条例の施行に関する渋川市農業委員会規程（旧規程）の廃止の規定です。廃止する規程については、17ページをご参照ください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第5号、渋川市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する渋川市農業委員会規則の制定については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、原案どおり可決します。
続きまして、議事日程第13、議案第6号、渋川市農業委員会アレルギー抗体検査及び破傷風トキソイド予防接種補助金交付要綱の全部改

正についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第6号、渋川市農業委員会アレルギー抗体検査及び破傷風トキソイド予防接種補助金交付金要綱の全部改正について、提案理由及び議案の内容をご説明いたします。

議案書の19ページをお願いします。

はじめに、提案理由についてご説明いたします。

渋川市補助金等交付規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案の内容についてご説明いたします。

渋川市農業委員会アレルギー抗体検査及び破傷風トキソイド予防接種補助金交付金要綱の全部を、別紙のように改正したいので農業委員会の議決をお願いするものです。

渋川市補助金等交付規則の一部改正に伴い、補助金交付要綱には、補助金の条件など基本的で根幹となるものを規定することになったため、要綱の全部改正を行うものです。改正については、22ページから23ページの新旧対照表をご参照ください。

24ページをお願いします。

要領には、交付の手続きや様式等を規定し、要綱とは別に定めることになったため、令和5年度渋川市農業委員会アレルギー抗体検査及び破傷風トキソイド予防接種補助金交付要領を制定するものです。

申し訳ありませんが、21ページに戻っていただきまして、渋川市財務監査による指摘事項により修正した点があります。

11行目、第2条で、補助対象者の条件を明確にし、渋川市内の全ての医療機関で受診可能としました。

下から9行目、第3条で、補助の対象となる抗体検査及び予防接種回数を明確にし、要領において、申請書や請求書の押印を廃止しました。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第6号、渋川市農業委員会アレルギー抗体検査及び破傷風トキソイド予防接種補助金交付要綱の全部改正については、原案どおり可決することをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、原案どおり可決します。
以上をもちまして、第15回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時30分>